



まちの情報誌



広報

かつらぎ

▶ APEC（アジア太平洋経済協力会議）各国の観光大臣が葛城市を視察
（記事は12ページ）



今月の主な内容

- ▼市議会だより
第3回定例会が開催されました——2
- ▼市政ニュース
決算／葛城市事務事業市民判定会を傍聴
しませんか？ ほか——4
- ▼募集
学童保育所／市営住宅——11
- ▼まちのニュース
第6回市民体育祭／中学校教育講演会／
戦没者追悼式 ほか——12
- ▼地域安全ニュース／▼子育て・健康／
文化・教養▼情報コーナー



葛城市マスコットキャラクター
蓮花ちゃん

2010
11月
Vol.74

市議会だより

第3回定例会が9月8日から30日までの会期で開催され、平成21年度各会計決算の認定などさまざまな議案の審議と、7名の議員が一般質問を行いました。また、会期外にも、特別委員会等が開催され、所管事項について審議されました。

議会審議日程

8月11日	新クリンセンター建設事業特別委員会 議会運営委員会
8月30日	議会改革特別委員会 新クリンセンター建設事業特別委員会 議会運営委員会
9月7日	建設事業特別委員会 議会運営委員会
9月8日	議会運営委員会 本会議
9月10日	本会議（一般質問）
9月13日	本会議（一般質問）
9月14日	総務文教常任委員会
9月15日	民生水道常任委員会
9月16日	都市産業常任委員会 決算特別委員会
9月21日	決算特別委員会
9月22日	決算特別委員会
9月27日	決算特別委員会
9月29日	議会運営委員会
9月30日	議会運営委員会 本会議

議案の主な内容と結果

【報告案件】

■平成21年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について

（報告のみ）

■平成21年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について

（報告のみ）

【決算認定】

■平成21年度葛城市各会計決算の認定

○一般会計

○国民健康保険特別会計

○介護保険特別会計

○後期高齢者医療保険特別会計
以上4会計賛成多数により認定

○老人保健特別会計

○下水道事業特別会計

○学校給食特別会計

○住宅新築資金等貸付金特別会計

○霊苑事業特別会計

○葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計
○水道事業会計

以上7会計全会一致により認定

各会計決算については、4～7ページに詳しく載っています。

【条例関係】

■葛城市税条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が、公布されたことにより、葛城市税

条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、個人市民税に関する改正として、給与所得者や公的

年金等の受給者は、新たに扶養親族に関する事項を記載した申告書

を提出することとする規定を設ける改正、法人市民税に関する

改正として、法人税の清算所得課税の廃止に伴う条文の所要の規定

整備を行い、市たばこ税に関する改正として、たばこ税の税率改正

により、たばこ1000本あたりの税額が値上がりとなる等の

改正、また、非課税口座内の少額

上場株式等の譲渡に係る市民税の特例を設ける改正等です。

■葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

児童扶養手当法の一部を改正する法律が、施行されたことに

伴い、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するも

ので、改正内容は、父子家庭における受給調整の規定の整備を

行うものです。

■葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

職員の懲戒処分に伴い、市長及び副市長の給料を減額するた

め、葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正するものです。主な改正内容として、市長は、

2か月間、給料月額10分の1を、副市長は、4か月間、給料

月額10分の1をそれぞれ減額するものです。

【予算関係】

■平成22年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

全会一致により可決

児童扶養手当法の改正による児童扶養手当費の追加、雇用対策事業のふるさと雇用関係補助による循環型社会推進事業委託料の追加、高規格救急車の寄贈に伴う備品購入費等により、3713万7千円を追加するものです。

■平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

平成21年度の国庫負担金等の精算に伴う償還金及び後期高齢者支援金の追加等により、3118万4千円を追加するものです。

■平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

平成21年度の介護給付費負担

金、地域支援事業交付金等の精算に伴う、国庫、県への償還金、また、介護保険料の余剰金を介護給付費準備基金に積立てること等により、3802万9千円を追加するものです。

■平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

平成20年度繰越明許分にかかる国庫補助金の精算に伴う償還金により、7万4千円を追加するものです。

【その他】

■葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について

全会一致により可決

葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」の指定管理者の指定期間が、満了することに伴い、引き続き3年間指定管理者の指定を行うために議決を経るものです。

■葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について

全会一致により可決

葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」の指定管理者の指定期間が、満了することに伴い、引き続き5年間指定管理者の指定を行うために議決を経るものです。

【意見書】

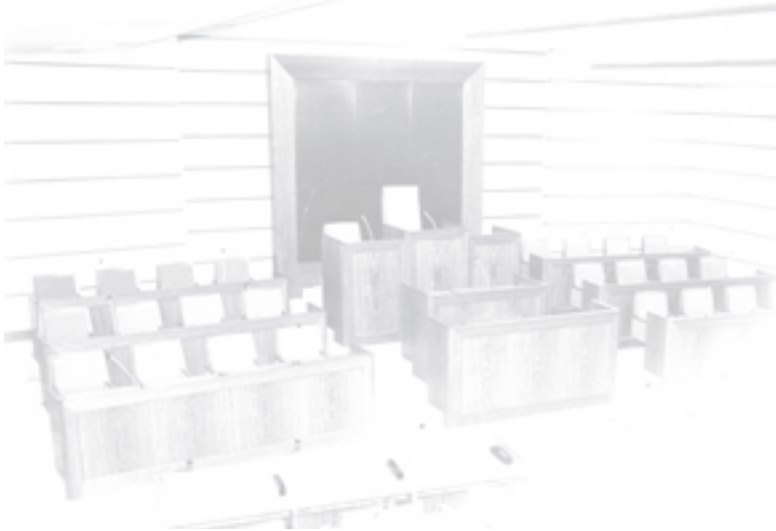
次の意見書を可決し、内閣総理大臣他関係機関に送付致しました。

■沖縄・尖閣諸島沖中国漁船衝突事件の中国政府及び国際社会に対する日本政府の対応に関する意見書について

◆詳しい内容につきましては、市ホームページ内の「葛城市議会」会議録でご覧いただけます。（なお、この議会の会議録は、12月頃に掲載の予定です。）

◆本会議及び委員会（一部除く）は傍聴することが出来ます。市民から選ばれた市議会議員の議会活動や市政の方針を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。

◆会議予定など詳しいことは、ホームページをご覧ください。または議会事務局までお問い合わせください。



決算

平成21年度

市の財政を 見てみよう

お問い合わせ 総務財政課

平成 22 年第 3 回葛城市議会定例会において、平成 21 年度の一般会計と 9 つの特別会計及び水道事業会計の決算が報告され、それぞれ認定されました。

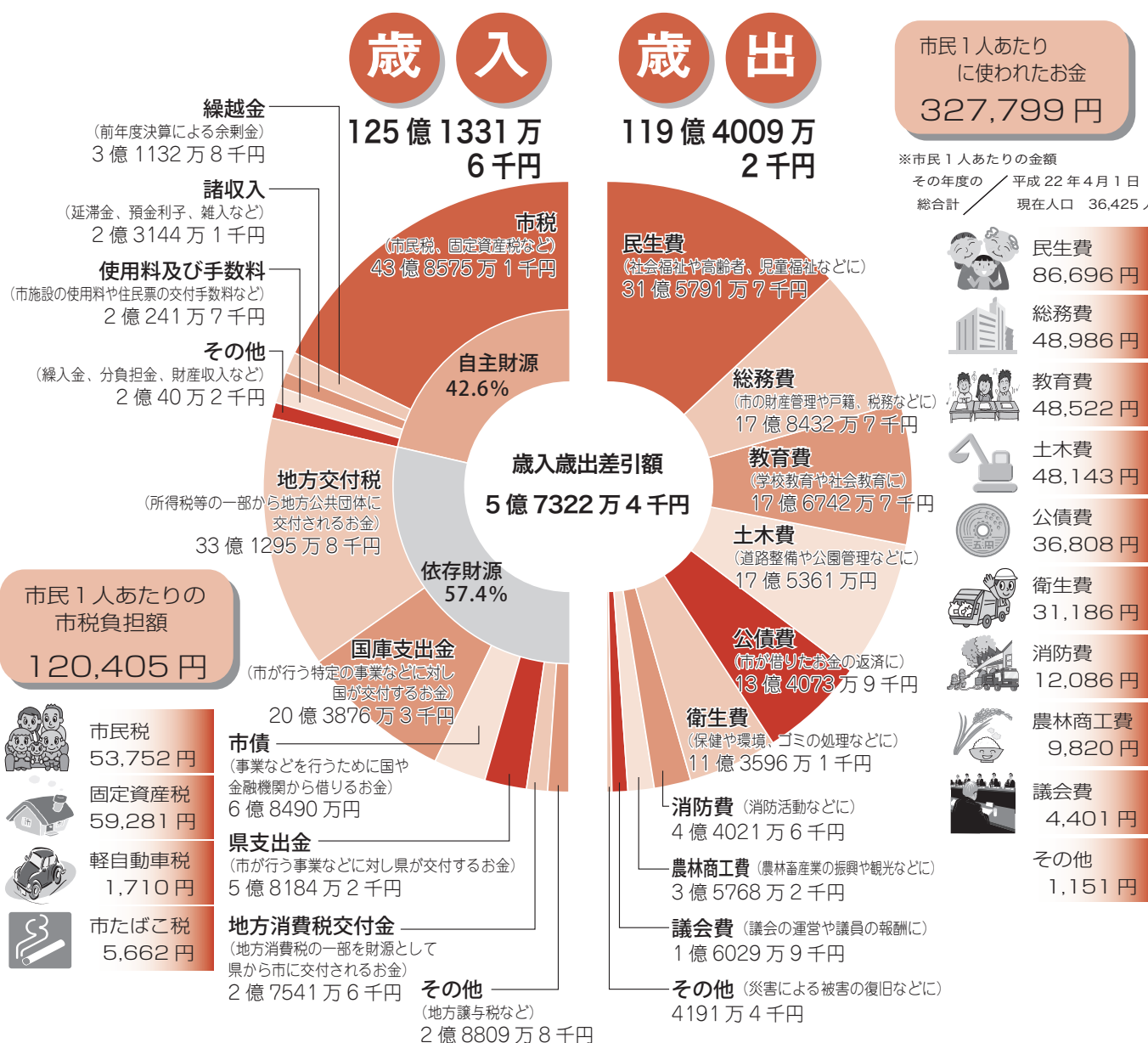
一般会計

一般会計の決算額は、歳入 125 億 1331 万 6 千円、歳出 119 億 4009 万 2 千円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額は 5 億 7322 万 4 千円となりました。



市民 1 人あたり
に使われたお金
327,799 円

※市民 1 人あたりの金額
その年度の / 平成 22 年 4 月 1 日
総合計 / 現在人口 36,425 人



用語の説明

自主財源

市税、使用料など、市が自ら収納、徴収できる財源のこと。
安定した行政運営には、歳入総額に対する割合が大きいほど望ましい。

依存財源

自主財源に対して、地方交付税や国庫支出金など国や県の基準により交付されたり割り当てられたりする収入のこと。

■（表1）平成21年度 特別会計及び水道事業会計決算額

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額	歳 出 総 額	差 引 額
国民健康保険特別会計	3,386,033	3,340,433	45,600
老人保健特別会計	3,375	4,406	▲ 1,031
介護保険特別会計（保険事業勘定）	1,809,411	1,778,916	30,495
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	11,033	10,032	1,001
下水道事業特別会計	2,217,948	2,216,343	1,605
学校給食特別会計	277,108	276,944	164
住宅新築資金等貸付金特別会計	2,153	2,131	22
霊苑事業特別会計	48,039	41,131	6,908
葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計	13,912	13,912	0
後期高齢者医療保険特別会計	259,658	259,321	337

会 計 名		収 入 総 額	支 出 総 額	差 引 額
水道事業会計	収益的収支	728,489	615,901	112,588
	資本的収支	53,656	223,413	▲ 169,757

■（表2）主な財政指標（普通会計）

財 政 指 標	平成21年度	平成20年度		
	葛城市	葛城市	奈良県平均	全国平均
財政力指数（3カ年平均）	0.66	0.69	0.45	0.56
経常収支比率	87.3%	91.2%	98.4%	91.8%
実質公債費比率（3カ年平均）	12.9%	13.9%	14.8%	11.8%

※奈良県平均および全国平均について、財政力指数は単純平均、その他の指標は加重平均です。

■特別会計

特別会計とは、国民健康保険事業など特定の事業を行うため一般会計と区分して経理している会計のことで、葛城市の特別会計の決算額は表1のとおりです。

■主な財政指標（普通会計）

普通会計の決算額に基づいた主な財政指標は表2のとおりです。

普通会計とは他の地方公共団体と比較するために用いる会計区分のことです。

葛城市では、一般会計と3つの特別会計（学校給食・住宅新築資金等貸付金・霊苑事業の各特別会計）が普通会計に含まれます。

■財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があると言えます。この指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となります。

■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費や扶助費、公債費など経常的な経費に市税などの経常的な収入がどれだけ使われているかを表します。この比率が高くなるほど、財政構造の硬直化が進んでいると考えられます。

■実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率等

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会へ報告するとともに、市民の皆さまに公表しています。

平成 21 年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率を平成 22 年第 3 回葛城市議会定例会に監査委員の意見を付して報告しました。

今回報告した健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率

	葛城市 の数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
〈実質赤字比率〉 ・一般会計等（公営企業・公営事業を除く 会計）の実質赤字の比率	黒 字	13.67%	20.00%
〈連結実質赤字比率〉 ・全ての会計の実質赤字の比率	黒 字	18.67%	40.00%
〈実質公債費比率〉 ・公債費 ・公債費に準じた経費の比重を示す比率	12.9%	25.0%	35.0%
〈将来負担比率〉 ・地方債残高のほかに一般会計等が将来負担 すべき実質的な負債を捉えた比率	94.2%	350.0%	

- ※ 早期健全化基準：自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準
→財政健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等
- ※ 財政再生基準：国の関与による確実な再生が必要な水準
→財政再生計画の策定・外部監査の義務付け、起債の制限、総務大臣による予算変更の勧告等

公営企業の資金不足比率

		葛城市 の数値	経営健全化 基準
〈資金不足比率〉 ・公営企業ごとの 資金不足の比率	下水道事業	黒 字	20%
	水道事業	黒 字	

- ※ 経営健全化基準：自主的な改善努力による経営健全化が必要な水準
→経営健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等

◇葛城市の指標は、いずれも基準に該当する状況に至っていませんが、基金残高の減少、市債の今後の状況を踏まえ、これまで以上の歳入確保、歳出削減にむけた取り組みが必要です。

〈各指標の算定内訳〉

■実質赤字比率

黒 字 (H20 黒字)

$$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
葛城市の実質収支は黒字です。
※ 標準財政規模：地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模のこと。

(単位:千円)

一般会計等の実質赤字額	△302,839
標準財政規模	8,340,073

■連結実質赤字比率

黒 字 (H20 黒字)

$$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計（一般会計等、公営事業会計及び公営企業会計）における実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
葛城市の一般会計等の実質収支は黒字であり、公営企業会計についても資金不足は発生していません。

(単位:千円)

連結実質赤字額	△2,599,422
一般会計等の実質赤字額	△302,839
公営事業会計の実質赤字額	△76,402
公営企業会計の資金不足額	△2,220,181
標準財政規模	8,340,073

■実質公債費比率

12.9% (H20 13.9%)

(3カ年平均)

一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模に対する比率（過去3カ年平均）です。
葛城市では、早期健全化基準である25%をかなり下回っています。

$$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{繰上償還額} + \text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位：千円)		
地方債の元利償還金	1,342,194	19年度 (14.0%)
地方債の準元利償還金	836,957	20年度 (13.2%)
公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金	738,559	21年度 (11.5%)
一部事務組合の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	98,398	19～21年度3カ年平均 (12.9%)
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	0	
繰上償還額及び特定財源等（公営住宅使用料など）	12,148	
標準財政規模	8,340,073	
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,361,383	

■将来負担比率

94.2% (H20 102.6%)

公営企業、公社等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
葛城市では、早期健全化基準である350%を大きく下回っています。

$$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位：千円)		
将来負担額	24,373,386	
一般会計等の地方債現在高	10,057,151	
公営企業債の償還に充てる繰出見込額	10,859,838	
一部事務組合等負担等見込額	675,360	
退職手当負担見込額	2,280,001	
設立法人の負債額等負担見込額	501,036	
充当可能基金額	2,253,307	
特定財源見込額（公営住宅使用料など）	288,406	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,252,224	
標準財政規模	8,340,073	
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,361,383	

■資金不足比率

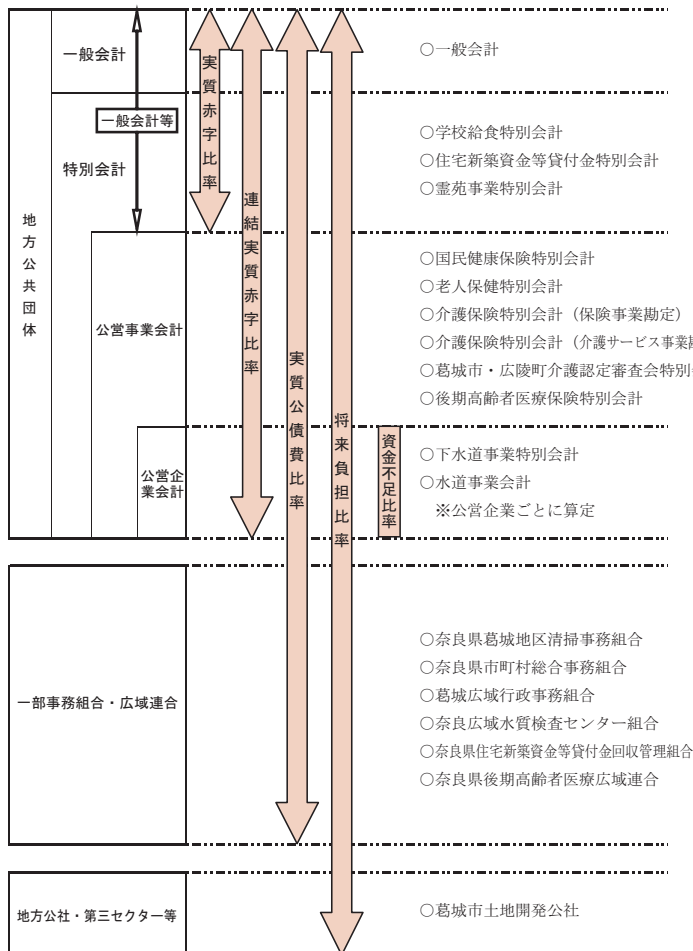
黒字 下水道事業
(H20 黒字)黒字 水道事業
(H20 黒字)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政の健全性を示す指標として資金不足比率が設けられています。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。
葛城市では、公営企業において資金不足は発生していません。

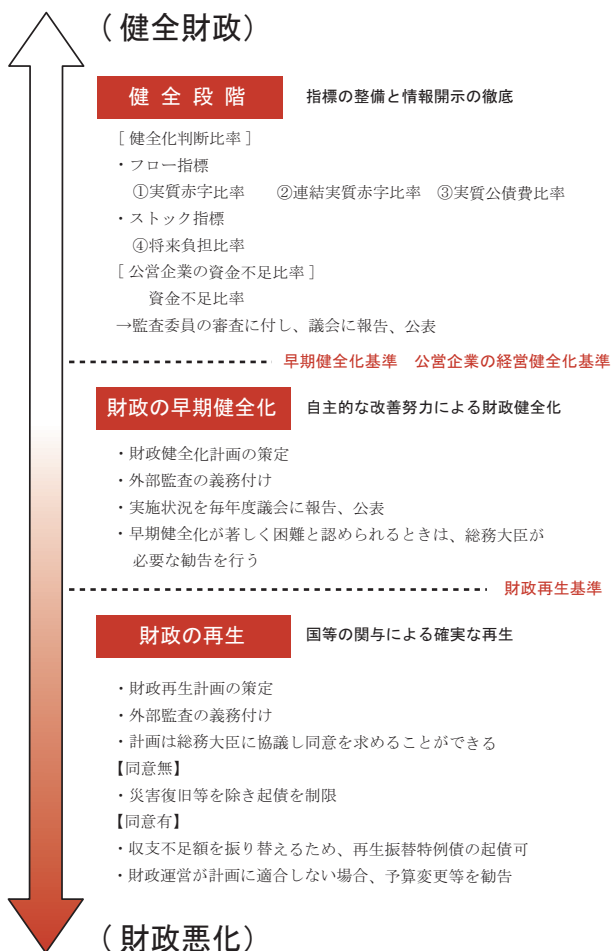
$$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(単位：千円)		
	資金の不足額	事業の規模
下水道事業	△1,605	417,303
水道事業	△2,218,576	715,330

■指標の算定対象



■財政健全化法のしくみ



市民目線で市の施策や事業をチェック

「葛城市事務事業市民判定会」を傍聴しませんか？

葛城市が行っている主な事務事業を市民の皆さまに公開し詳細に説明することにより、各事業が提供しているサービスの内容を理解していただくと共に、事業そのものが行政サービスとして必要なのか、もっと拡充すべきかなどを、職員以外の外部の方を交えて公開の場で議論し市民（市民判定委員）が判定する「葛城市事務事業市民判定会」を開催します。

日時 12月5日(日)
午前9時15分～午後5時

入退場自由

場所 葛城市役所新庄庁舎

1階市民ホール

2階204会議室

実施方法 16事業を対象に、1事業に対し40分で、事業担当課からの概要説明、事業質疑委員による質疑・議論の後、市民判定委員が「市実施」「民間実施」「不要」などの判定を行います。

◆議論や判定の様子を傍聴してみませんか。

判定の流れ

①事業説明	5分
②質疑応答	30分
③判定	5分

第1会場（1階市民ホール）

事業名	担当課	時間
開会式		午前9時15分～
有線放送設備・防災行政無線維持管理業務	生活安全課	午前9時40分～
健康優良家庭表彰業務	保険課	午前10時25分～
休憩		
電子申請推進業務	情報推進課	午前11時15分～
昼食		
コミュニティバス運行事業	企画政策課	午後1時～
重度心身障害者等福祉年金事業	社会福祉課	午後1時45分～
学童保育所運営事業	子育て福祉課	午後2時30分～
休憩		
軽度生活支援事業	長寿福祉課	午後3時20分～
下水道普及事業	下水道課	午後4時5分～
閉会式		午後4時50分～

第2会場（2階204会議室）

事業名	担当課	時間
有害鳥獣駆除事業	農林課	午前9時40分～
相撲館維持管理事業	商工観光課	午前10時25分～
休憩		
公園緑地維持管理事業	建設課	午前11時15分～
昼食		
分館モデル地区生涯学習まちづくり推進大会事業	生涯学習課	午後1時～
中央公民館（当麻文化会館）教室・講座開催事業	中央公民館（当麻文化会館）	午後1時45分～
文化振興事業	新庄文化会館	午後2時30分～
休憩		
歴史博物館展示（常設展・特別展等）事業・歴史講座開催事業	歴史博物館	午後3時20分～
体育施設の運営事業	体育振興課	午後4時5分～

※開始時間は、前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

注意事項

- どなたでも傍聴できます。
- 事前申込は不要です。
- 傍聴席は、第1・第2会場それぞれ約50席を用意しています。

○判定に際して、傍聴の皆さまからの質問は一切受け付けられません。ご了承ください。

○庁舎内は禁煙です。喫煙は、指定場所以外ではしないでください。また、会場内での飲食はご遠慮ください。

○会場内に傍聴者の意思を表明するもの（旗・プラカードなど）は持ち込まないでください。

○会場内の秩序を乱し、または判定作業の支障になる行為はしないでください。

事務事業市民判定会後

判定作業の結果や議論の内容を踏まえ、事業に対する今後の方針を決定します。

ただし、判定結果が市の最終判断となるものではありません。

この判定会の結果を次年度以降の事務事業の見直しに反映させるよう努めます。

結果は、ホームページなどで公表します。

▼詳しくは、企画政策課まで

「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで
大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

▼詳しくは、大和高田年金事務所

☎（22） 3531 まで

農地パトロールの実施

葛城市農業委員会（堀川雅由会長）では、9月から11月の3か月間を「農地パトロール月間」と設定し、市内全域の農地を対象に農地パトロールを実施します。

全国的に農業従事者の後継者不足や高齢化により、今後ますます遊休農地の増加が予想されます。葛城市においても全国と同様の状況です。

遊休農地の実態把握・無断転用防止対策・農地法の許可（届出）案件の履行状況調査などを目的として実施しますので、皆さまのご協力をお願いします。

▼詳しくは、農林課まで

戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日から始まりました。

対象者 戦後強制抑留者で平成22年6月16日において日本国籍を有するご存命の方です。

請求受付期間

10月25日（月）～平成24年3月31日（土）

独立行政法人平和祈念事業特別基金から対象の方に請求書類が送られます。

まだ、お手元に届いていない方は、平和祈念事業特別基金にお問い合わせください。

▼連絡・問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金担当

☎0570（059）204

（ナビダイヤル）

※IP電話、PHSからは

☎03（5860）2748

受付時間 平日午前9時～午後6時

※土・日曜、祝日はご利用いただけません

民間建築物吹付けアスベスト等の 分析調査に補助金を交付

アスベストによる被害の未然防止を目的として、既存の民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査に対して補助金を交付します。

補助対象建築物

市内に存する民間の建築物で、吹付けアスベスト等が施工されている可能性のある建築物
（戸建て住宅や附属する電気室および機械室を含む）

補助対象者

補助対象建築物の所有者または所有者の同意を得た者
（共有建築物の場合は、共有者全員の合意による代表者）

補助対象経費

吹付けアスベスト等の分析調査に要した経費

補助金額

補助対象経費以内の額

※1棟あたり25万円を限度とする。

募集受付期間

11月1日（月）～30日（火）

※募集件数になり次第終了します。

募集件数

2件

▼詳しくは、環境課まで

市政ニュース

募集

まちのニュース

地域安全

子育て・健康

文化・教養

情報コーナー

11月・12月は

「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」

許しません滞納！

市税は、自主財源の主役を担う収入であり、その確保は市民生活とまちづくりを支えるのに必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。

葛城市では、財政の基盤である市税収入の確保と徴収率の向上のため、また、地方税の公平・公正を確保し、納税者の信頼を守るため、11月・12月を「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」と設定し、県内全市町村と県とが協働して、差押などをはじめとする滞納整理に集中的に取り組むを行い、滞納市税の一掃を目指します。

期間中は、滞納者と取引のある金融機関や勤務先などに対し、法律に基づく財産調査についても集中的に行うこととなります。また、県住民税滞納整理室の職員が直接徴収にお伺いすることがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

具体的取組

◆滞納処分（滞納者に対する差押）の強化

◆地方税法48条による県個人住民税滞納整理室からの直接徴収の実施

納期限が過ぎると

延滞金に加算されます!!

納税は国民の義務であり、ほとんどの納税者は納期限内に納付されています。納期限内に納付した人と納付しなかった人との不公平を是正するためにも、延滞金はいいただきます。

また、納税せず滞納となると、差押などの法的処分の対象となり、納税者の方にとって不利益になるだけでなく、滞納整理にも費用がかかり、皆さまの福祉・教育などに使われるべき貴重な市税から支出されることとなりますので、市民にとって大きな損失となります。

市税を有効に活用するためにも、必ず納期限内に納めてください。

○延滞金とは

地方税法には、納期限を経過すると「延滞金」を徴収しなければならぬと定められています。延滞金は、年率14.6%（※）で計算されます。

※納期限の翌日から1か月間は特例基準割合（平成22年中は年率43%）が適用されます。また、延滞金が1000円未満のときは全額が切り捨てられ、1000円以上のときは1000円未満の端数が切り捨てられます。

○差押とは

滞納処分による「差押」は、地方税法・国税徴収法に定められており、滞納者の意思に関係なく執行されます。滞納者の財産（家屋・土地など）を売却したり、債権（預貯金・給与など）の取立を行ったりして、税金や督促手数料、延滞金などを強制徴収します。

税金を滞納すると…?

税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に延滞金などを納めることになるほか、滞納処分を

受け、強制的に税金の徴収を受けることとなります。この処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行されます。

失業や病気など、やむを得ない事情がある場合、納期限を過ぎててもすぐに納付できない理由がある場合など、早めに納付計画の相談をすることが大切です。

※電話での納税相談は本人確認ができず、滞納情報の漏えいにつながる恐れがあるためお受けできません。必ず納期限内に納税通知書、印鑑をお持ちになって収納促進課（新庄庁舎1階）までお越しください。

○滞納処分とは

地方税法では、滞納となつている税金は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならぬと定められています。差し押さえを受けると、自らが所有する財産でありながら処分などの自由が利かなくなります。逆に、市が所有者に代わって財産の売却や権利の行使をし、滞納となつている税金に充てることができるようになります。

▼収納促進課

平成23年度 学童保育所 入所者募集

学童保育所の入所者を次のとおり募集します。

入所資格

市内小学校1～4年生の児童および幼稚園児（ただし、磐城・當麻幼稚園は、年中・年長児に限る）で、昼間常に保護者（両親またはこれに代わる方）が労働などにより家にいないため、保育できない家庭の児童です。

入所期間

平成23年4月1日～
平成24年3月31日
日曜・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）、およびその他市が定める日は休日です。

開設時間

放課後～午後6時30分
学校休業日（日曜・祝日を除く）は、午前8時30分～午後6時30分

受付期間

11月29日（月）～12月3日（金）

申込方法

子育て福祉課備え付けの入所申請書に、必要事項を記入し、下記の受付場所まで提出してください。

申し込みに必要な書類

○学童保育所入所申請書

○勤務状況証明書

（必要書類は、各学童保育所にも備え付けてあります）

受付場所

新庄・忍海・新庄北小学校区

▼子育て福祉課

磐城・當麻小学校区

▼磐城・當麻校区児童館・子育て福祉課
その他 今年度に入所している児童で、来年度も引き続き入所を希望する方は、改めて入所申請書・勤務状況証明書を提出してください。

詳しくは、子育て福祉課まで

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待が疑われたら…

迷わずに連絡してください！

その連絡により、子どもの命と心が救われます！

○法律により通告者の秘密は守られます。

○疑いや心配があるだけでも構いません。

▼高田子ども家庭相談センター【☎（22）6079】

▼子育て福祉課【☎（48）2811】

▼高田警察署【☎（22）0110】

▼児童相談所全国共通ダイヤル

【☎0570（064）000】

市営住宅の入居者募集

住宅名

観音寺田団地

（2LDK／2戸・駐車場有り）

家賃

1万8700円～

4万2900円の間

※別途駐車場代として

2000円が必要です。

受付期間

11月8日（月）～19日（金）

※土・日曜を除く

午前9時～午後5時

見学会

11月12日（金）

午前9時30分～11時30分

申し込み

申込書は、建設課（新庄庁舎）と農林課（當麻庁舎）で配布しています。

申込受付は、建設課（新庄庁舎）のみとなります。

入居資格

葛城市営住宅条例による条件を満たす方

現在、住宅に困っている方

※持ち家のある方は不可

◆基準月収が15万8000円以下の方

◆平成22年10月18日において3か月以上、市内に在住または在勤の方
◆国税および市税、水道料金などに滞納のない方

注意事項

○入居に伴う保証人は、市内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する方とします。

○敷金は家賃の3か月分とします。
家賃・敷金以外にも駐車場料金・共益費・自治会費が必要となる場合があります。

○犬・猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑になり、入居者間のトラブルの原因になりますので、犬・猫などの動物は飼わないでください。

○家賃は入居家族全員の収入合計で計算します。

○現地見学を希望される方は、建設課まで申し出てください。

○市営住宅の入居者などの生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員は、市営住宅に申し込むことはできません。

▼詳しくは、建設課まで

第6回市民体育祭



9月19日、第6回市民体育祭が新庄第1健民運動場で開催されました。

当日は、絶好の秋晴れに恵まれ、各地区の選手たちは日頃の練習成果を存分に発揮して、ハツラツとしたプレーを繰り広げていました。年代別リレーでは各選手の必死のがんばりに拍手と歓声がわきあがりました。

総合成績の上位は次のとおりです。

優勝——笛堂
準優勝——長尾
第3位——染野
第4位——新村
第5位——足田

APEC・TMMエキスカッション 葛城市を視察

9月24日、アジア太平洋経済協力会議（APEC）観光相会合の参加者に県観光の魅力を紹介するツアー「TMMエキスカッション」（県主催）が開催され、葛城市の相撲館ではや座と笛吹神社を視察しました。

相撲館では、當麻第1保育所の園児が小旗を振って出迎え、実業団の「摂津倉庫」（大阪府大東市）の力士4人が相撲の模範取り組みを披露、けいはや相撲甚句会が相撲甚句を吟じてもてなしました。



梅田康彦区長は、「名誉ある機会をいただき感謝しています。この経験を今後の活動に活かしていきたい。」と話していました。

憧れの名車が葛城市に

9月26日、「ニッポンクラシックカーラリー2010」



屋敷山公園には、39台のヨーロッパなどのクラシックカーやスポーツカーが並び観客の目を楽しませていました。

蓮花ちゃんもオープンカーで登場し、参加した庄田賢司さんは「シボレー210など魅力的な車をたくさん観ることができて楽しかった。」と話していました。

蓮花ちゃん お誕生日おめでとう



10月1日、新庄北小学校附属幼稚園で、市マスコットキャラクタ―蓮花ちゃんの誕生日を祝う誕生日会が開かれました。

今年も中島正勝さん（足田）

から蓮花ちゃんに特製ケーキがプレゼントされました。今年には国勢調査の年で、国勢調査キャラクタ―「センサスくん」が誕生会に特別参加。園児らと蓮花ちゃんの誕生日を祝いました。

岩崎友哉くんは、「蓮花ちゃんが来てくれて嬉しい。ケーキおいしかった。」と喜んでいました。

大字臺で子ども御神輿



10月16日、大字臺で恒例の秋祭りが行われました。

御神輿が新調され、「わっしょい！」「わっしょい！」と、例年になく「子ども御神輿」を引っ張る子どもたちの掛け声が一段と大きなものになりました。

この御神輿は、宝くじの助成を受け「平成22年度一般コミュニティ助成事業」により、整備していただきました。



葛城つ子スペシャルショウ
おじいちゃん・おばあちゃん
遊びに来たよ！
當麻小学校附属幼稚園



本園はすぐそばに「ゆうあいステーション」があり、園児たちが訪れてはおじいちゃん・おばあちゃん方と交流しています。歌を聞いてもらったり、ふれあい遊びを楽しんだり、懐かしの童謡などは一緒に歌います。



交通安全ポスター展



秋の交通安全県民運動の一環として、葛城市交通対策協議会・葛城市交通安全母の会が主催、高田警察署の協力による交通安全ポスター表彰式が行われました。

市内各保育所（園）・幼稚園・小中学校の皆さんから総数676点の応募があり、優秀な作品9点に表彰状が授与されました。

（敬称略）

金賞（葛城市交通対策協議会会長賞）

新庄中学校2年 鷲尾 隆介

新庄小学校1年 山岡 絢未

新庄北幼稚園ひまわり 岩崎 友哉

銀賞（葛城市交通安全母の会会長賞）

白鳳中学校2年 村井 茜

新庄北小学校6年 平野 翔也

忍海幼稚園ひまわり 小澤 亮太

特別賞（高田警察署署長賞）

新庄中学校1年 前坂 実

磐城小学校2年 延 冬馬

忍海幼稚園ひまわり 辻坂 迅翔

郷土の先輩が市立中学生に贈る
エール ― 中学校教育講演会 ―



9月17日、新庄中学校のご卒業で、現在日本コカ・

コーラ（株）取締役会長の魚谷雅彦氏をお招きして、中学校ごとに講演をいただきました。

演題は、「『こころざし』に向かって―マーケティングはおもしろい！―」です。

同氏が小学校以来の恩師にいかにか大きな影響を受け人生を切り拓いたか、志を持ち続けることがどれほど大切か、どのような分野であれ目指すべきは一番手など、同氏ならではの様々なエピソードを交えての楽しい講演でした。

講演後、生徒からは次のような感想が寄せられました。

★『『こころざし』をもつことが大切可能性は誰にもある！』という言葉聞いて、自分も初めから無理だと決めつけず、志をもって何でもがんばろうと思いました。

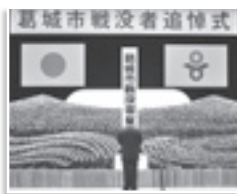
★魚谷さんが私たちに伝えたかったのは、①先生との出会いを大切にすること、②今できることを一生懸命する、③人としてコミュニケーションをする、④自分の夢を見つけ、ひた

すらその夢に向かっていく、の4点でした。私も自分の夢に向かって一生懸命にがんばりたいと思います。他ならぬ郷土の先輩からの熱いエールは生徒の心を大きく揺さぶり、それぞれが夢を育み志を抱ききつかけを与えていただきました。

戦没者追悼式

10月1日、新庄文化会館マルベリホールで、葛城市主催の戦没者追悼式が、しめやかに執り行われました。

この式には、かつての戦争で亡くなられた方の遺族や関係者、来賓など約350名の参列のもと、全員で「ご英霊に対し、黙祷と献花を捧げました。祖国の尊いしずえとなられた戦没者の方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。」



生ゴミ処理機



生ゴミ処理機とは、生ゴミを乾燥したり、分解したりして、体積を大幅に減らし、生ゴミの量を減らす電化製品です。ゴミの量が減ると同時に処理後の生ゴミは臭いもなくなり堆肥として使用できます。

生ゴミ処理機の種類

○乾燥方式

高温の温風で生ゴミを乾燥処理する方式

▼処理時間は2時間弱と短い

▼管理の手間がほとんどない

○バイオ方式

微生物に生ゴミを分解させる方式

▼微生物により分解されるため電気代は少ない

▼チップ材や酵素などの補充が必要

▼残存物がほとんどないものもある

双方にメリット・デメリットがあります。また、機種によつては、処理できる量やものが違いますので、家族の人数や、処理後のことをよく検討し、選定してください。

生ゴミ処理機の購入を助成します

交付対象者

①市内在住家庭

②購入した処理機を設置し、適切な維持管理ができること

③処理機により堆肥化されたものを、適正に処理できること

補助金 購入価格の（消費税を含む）

の2分の1（限度額は3万円）

※補助金の交付には、申請書、領収書などが必要です。

▼詳しくは、環境課まで

秋季全国火災予防運動

統一標語

『消したかな』

あなたを守る 合言葉

11月9日(火)から15日(月)まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施され、行事の一環として、11月14日(日)午後1時から消防団・消防署の防火パレードを実施します。

この時期は、空気が乾燥し、風の強い日が続く火事が起こりやすくなります。

大切な家庭から火を出さないようにご家庭で次のことについて話し合ってみてください。

『住宅防火』

いのちを守る 7つのポイント

(3つの習慣・4つの対策)

▼3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

▼4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

11月9日は「119番の日」

この日は、消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、ひいては地域ぐるみの防災体制の確立を目的として、昭和62年から「119番の日」として設定されました。

災害はいつどこで起こるか分かりません。自宅が火事になったり、家族がけがや病気になると気が動転して、正しい119番通報ができなくなります。1分1秒をあらそうときに落ち着いた適切な119番通報が大切です。

皆さまの正しい119番通報が、迅速・的確な消防活動につながります。通報するときは、通信勤務員が場所、状況、名前、電話番号などを尋ねますので、落ち着いてゆつくりお答えください。

住宅用火災警報器を 設置しましょう！

9月中	平成22年の累計
火災… 1件	火災… 4件
救急… 120件	救急… 1054件
救助… 1件	救助… 19件

▼消防署への問い合わせは、

一般 ☎(69) 7171
火災案内 ☎(69) 9988

大字尺土 第2回防災訓練



9月5日、大字尺土にて尺土自主防災組織協議会主催による第2回防災訓練が実施されました。

この訓練は午前7時45分、南海・東南海沖においてM8.1、震度6強の巨大地震が同時発生したという想定で、午前9時から住民140人の参加のもと行われました。訓練時間は45分間に凝縮し、無駄のない訓練を目指しました。

避難者全員がバケツリレーによる消火訓練を体験するなど、共助の必要性を認識しました。

ジャンボタニシに注意！

早めの防除で

被害の拡大を防ぎましょう！

ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）は、養殖目的で輸入されたもので、各地で野生化して水稻などを食害し、問題になっています。

水田の土壌内や、水路などで越冬します。気温が上昇し、水田に水が張られると活動を開始します。

また、取水によって水路から水田に侵入します。

卵は赤く、水稻の茎や水路の壁などに産卵するのでよく目立ちます。

移植2〜3週間後頃までの苗を好んで食害し、移植した苗に被害が発生する場合があります。

防除対策

耕種的な防除や薬剤防除を組み合わせ、被害を軽減させましょう。

○土壌中の越冬貝の防除

（秋期の石灰窒素施用、冬季の耕運）

※厳寒期の2月頃に2回以上耕転し、寒気にさらして越冬温度を下げることで重要であり、また、秋の稲収穫後の固い土壌を一度にゆつくりと碎土する耕運するのも殺貝効率が高い方法です。

○水田、水路の貝防除

（2cm以上の大きい貝の捕殺や卵の払い落とし、雑草除去、泥上げ）

○水路からの侵入を防ぐため、水口に2mm目合い以下の細かい網を張る

○水田の浅水管理

※田植え後3週間までは水稻に被害を及ぼすことが多いのでそれまでは水深を4cm以下ぐらいに保つと被害はあまり出ません。また、ポイントは均平です。

○水田での薬剤管理

※農薬取扱店に相談してください。

▼詳しくは、農林課まで

子育て支援センターにおいてよ

キンダーランド（3歳児）



うんどうかい



10月6日、市民体育館で運動会を開催しました。3歳児だけの運動会

動会で、お家の人や友だちと一緒にかけっこやゲーム・リズム遊びなどを楽しみました。2時間あまりの時間でしたが、みんなで身体を動かすおもしろさを味わえたようです。

来年は保育園や幼稚園で、異なる年齢のたくさんの方達と一緒に運動会を楽しんでくれることでしょう。

子育てワンポイントアドバイス

○健康な体を作るために

子どもが小さい時ほど、子どもの生活の仕方は大人の自覚にゆだねられています。大人の都合ではなく、規則正しい生活リズムを作れるように心がけましょう。

○朝、目が覚めたら…

まず、窓を開けて新鮮な空気を入れましょう。そして、水で顔を洗いましょう。

○薄着の習慣を…

生後6か月を過ぎると、寒さに対する適応力は大人と同じです。新陳代謝の活発な子どもは大人より暑がりなのです。

- ① 大人より1枚少なめに着せましょう。
- ② 厚手の服を1枚着せるより、薄手のものを2・3枚重ねたほうが空気の層ができて暖かいです。
- ③ 頬がほてる、背中が汗ばんでいる…、こんな時は1枚脱がせましょう。汗ばんだ衣類を着ていると保湿度が低下し、風邪の原因となります。

11月・12月の予定

■ つどいの広場
ひよこルーム ■ キンダーランド
■ わんぱくルーム

	日	月	火	水	木	金	土
11月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
12月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

★お話を楽しむ日 午前10時30分

- 11月8日(月) 當麻文化会館 3階
- 11月10日(水) 子育て支援センター
- 12月8日(水) 當麻児童館
- 12月13日(月) 當麻文化会館 3階
- 12月15日(水) 子育て支援センター

★童謡を楽しむ日 午前10時

- 11月1日(月) 當麻文化会館 3階

▼子育て支援センター

(新庄健康福祉センター内)

【☎(69) 5241 / FAX(69) 5301】

健康増進課インフォメーション

インフルエンザ予防接種のお知らせ

～接種費用の免除制度～

広報10月号でお知らせしましたとおり、10月1日から平成23年3月31日までの間、新型と季節性を混合したインフルエンザワクチンの予防接種が実施されています。

今年度は、希望される方はどなたでも接種することが出来るようになりました。(1歳未満のお子さまは、ワクチンを接種しても十分な免疫をつけることが難しく、効果が小さいと考えられていますので、お勧めし

ていません)

接種回数は、13歳未満の方は2回、それ以外の方は1回となっています。(基礎疾患「慢性疾患」をお持ちの方は、医師の判断により2回接種になることもあります。詳しくはかかりつけの医師にお尋ねください)

接種には費用がかかります。接種料金は医療機関ごとに違いますので、事前にお確かめください。

なお、市県民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯に属する方は、年齢、接種回数にかかわらず、接種費用が免除されますが、手続きが必要です。手続きについての詳しい内容は、新庄健康福祉センターまでお問い合わせください。

予防接種を受けたからといって、インフルエンザを100%防ぐことが出来るわけではありません。

日頃から手洗い・うがいを行う、マスクを着用する、体調管理に気づかうなど、インフルエンザ対策に努めてください。



▼健康増進課(新庄健康福祉センター)

【☎(69) 9900】

こんにちは

地域包括支援センターです

いつまでも健やかに、住みなれた地域で自立した生活ができるように支援するのが地域包括支援センターの役割です。

地域包括支援センターでは、概ね85歳以上の方で、自分の特技や趣味を生きがいに暮らされている方、ボランティア活動を通して社会貢献されている方などをご紹介します、いつまでも健康で、住みなれた地域で自立した生活を送るための参考にしていただけたらと思います。



今回は尺土に住む増田利男さんをご紹介します。

す。増田さんは大正2年生まれで、今年で満97歳を迎えられました。尺土生まれの尺土育ちで、1世紀近くこの町とともに人生を歩んでおられます。

42歳で旧磐城村議会議員に初当選以来、旧當麻町議会議員と併せて25

年10か月間の議員経験と、ご自身でも覚えておられないくらい長い期間の民生児童委員としての活動経験により、今も地域の人たちから頼りにされ、ご意見番的な存在として、地域に貢献をされています。

また21歳の頃から始められた車の運転歴は何と76年に及び、現在も日常の足として、自らハンドルを握って大神神社へお参りに行ったり、その帰りに好きな物を買ひ、懇意にしているお店に寄って食べたりと、カーライフをエンジョイされています。そんな増田さんの本職は農業で、今でも自分でトラクターを運転され、1日の大半を田圃や畑で過ごされています。「田圃や畑で、じつくりと自然に向き合うことで、土の状態、水の加減などを見極めながら、まだまだ修行の毎日」と常に前向きに取り組まれています。

増田さんが作る米や野菜は、誰にも真似の出来ない長年の経験から来るこだわりがあり、まさに職人技の成せる賜物です。

最後に増田さんに長生きの秘訣を教えてくださいました。すると、「人間も農作物も大切なのは日光に当たること。そして、命の源の水です。朝起きて、コップ1杯の水を飲み干し、そしておいしく朝ご飯をいただくこと」だそうです。

歴史博物館ガイド

【公開講座】

特別展記念講演会(第2回)

「土器から見た平城京の暮らし」

日時 11月13日(土) 午後2時

講師 池田 富貴子 氏

(奈良市埋蔵文化財調査センター所員)

会場 歴史博物館2階あかねホール

定員 200人程度

申込 電話または直接窓口にて受付

【展示会】第11回特別展

『華の都の南西で』

—葛城と平城京—



平城遷都1300年記念の年に、平城京と当時の葛城を知るための展示会を開催します。

これまで公表される機会のの少なかった、葛城市古殿遺跡や奈良時代の竹内遺跡の調査成果などから、葛城

と平城京の関係にせまります。

会期 10月9日(土)～11月28日(日)

入館料 通常の入館料をいただきます。

▼歴史博物館(☎64) 1414

場所 忍海250番地1

(近鉄忍海駅下車すぐ)

休館日 毎週火曜日

第2・第4水曜日

すべての青少年の

健やかな成長を願って

11月は全国青少年健全育成強調月間

11月は「全国青少年健全育成強調月間」です。この機会に、青少年の健全育成について一人一人が自らの問題としてとらえ、考えてほしいと思います。

青少年が充実した生活を送るとともに、社会的に自立した個人として成長し、幅広く活躍できるように支援する取組の輪が、広がっていくことを願っています。

- ◆ 青少年の育成は、大人一人ひとりの責務
- ◆ 地域で一体となつて青少年の育成を
- ◆ 家庭のあり方を振り返ろう
- ◆ 青少年の多様な社会参加を支えよう

▼葛城市教育委員会

葛城市青少年健全育成協議会

図書館だより

新着図書

新着図書はほかにもいろいろあります。ご来館のうえ、ぜひご覧ください。また、図書館ホームページにも掲載しています。

一般

○しあわせ読書のすすめ

清水 克衛 ●新庄館

○五重塔のはなし

浜島 正士 ●當麻館

○いちにち8ミリの。

中島さなえ ●當麻館

児童

○イラストで知るアジアの子ども

アジア保健研修財団 ●新庄館

○マリア探偵社魔界ハロウィン

川北 亮司 ●當麻館

○1ねん1くみの1にち

川島 敏生 ●新庄館

葛城市子どもと楽しむ本の世界
連続講座 第7回 参加者募集

子どもたちに本の楽しみを

本の選び方や読み聞かせのポイントなどを学びます。また、著書の読み聞かせと作品にまつわるエピソードもお話しくださいます。

日時 12月5日(日) 午後2時～4時

講師 松野 正子 氏(作家・翻訳者)
場所 新庄図書館学習室
対象 大人(定員40人・先着順)

おはなし会のお知らせ

★新庄図書館

日時 11月27日(土) 午後2時～

場所 新庄図書館 ふれあいルーム

『小さい子のためのプログラム』

絵本 おおきなあかりんご

紙芝居 おなべとことこ

パネルシアター ひよこちゃんのいいないな

『大きい子のためのプログラム』

おはなし はなたれこどうさま

★當麻図書館

日時 11月14日(日) 午後1時30分～

場所 當麻図書館 おはなしの部屋

『小さい子のためのプログラム』

絵本 わっしょいわっしょい

おはなし マーシャとくま

『大きい子のためのプログラム』

おはなし ついでにペロリ

絵本 ピーターのいす

*おはなしが始まるとへやに入れません。
時間に間に合うようにお越しください。

ブックリサイクルフェア開催

當麻図書館では、11月7日(日)に恒

例のブックリサイクルフェアを開催します。このフェアでは図書館の除籍図書や、皆さまからいただいた本を無料提供します。ぜひお越しください。

なお、フェア当日は、當麻図書館では貸出・閲覧・レファレンスなどの通常業務は行いません。

また、例年とは日程が異なりますのでご注意ください。

午前の部 午前9時～正午

午後の部 午後1時～3時

▼新庄図書館 ☎(69) 4646

▼當麻図書館 ☎(48) 6000

休館日 毎週火曜日

第2・第4水曜日

★11月1日(水)

※11月から新庄図書館と當麻図書館の休館日を統一します。

皆さまのご理解をお願いします。

文化会館ニュース

ファミリーステージショー

ドラえもん

ふしぎな星のなかまたち

内容 2部構成のステージショー

第1部 ドラえもん ふしぎな星のなかまたち

第2部 ドラえもんとおそぼうしとび出せびつくりボックス

日時 平成23年1月30日(日)

1回目 開場 午前11時30分

開演 正午

2回目 開場 午後2時

開演 午後2時30分

会場 新庄文化会館

マルベリーホール

チケット料金 全席指定

一般 2000円(税込)

友の会 1800円(税込)

(1会員につき2枚まで)

※3歳以上は有料です。

(3歳未満でも座席が必要な場合は有料)

チケット前売場所

新庄文化会館

ローソンチケット

奈良テレビ放送

主催 葛城市

問い合わせ 新庄文化会館

新庄文化会館 ☎(69) 4600

當麻文化会館 ☎(48) 5000

休館日 毎週火曜日

第2・第4水曜日

第2・第4水曜日

第2・第4水曜日

第2・第4水曜日

新庄クリーンセンターから

ごみの収集日のお知らせ

★燃えるごみの収集日

11月23日(火)は祝日(勤労感謝の日)ですが、新庄区域の一般家庭ごみ収集は平常通り行います。

★燃えないごみの収集日

11月23日(火)は祝日(勤労感謝の日)のため、次の地区の燃えないごみの収集は、26日(金)に変更します。

対象地区 柿本・笛堂・北花内・新村

▼詳しくは、新庄クリーンセンター

【☎(69) 3773】まで

父子家庭の方へお知らせ

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになりました。

児童扶養手当を受給するためには申請(認定請求)が必要です。対象となる方は、平成22年11月30日まで手続きしてください。

なお、11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給となります。くれぐれも注意してください。

▼詳しくは、子育て福祉課まで

税の納期

11月は次の市税の納付月です。

▼固定資産税 第4期

▼国民健康保険税 第5期

納期限は11月30日(火)です。

納期内納付にご協力ください。

口座振替をご利用の方は、11月30日が振替日になっています。前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

▼収納促進課・税務課・保険課

必ずチェック!最低賃金

使用者も、労働者も。

奈良県最低賃金が改定されました。

時間額

691円

(平成22年10月24日発効)

最低賃金は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

仮に最低賃金最低賃金額より低い金額を、労使合意のうえ定めていても、使用者は必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

▼問い合わせは、奈良労働局 賃金室

【☎0742(32)0206】または、

葛城労働基準監督署

【☎(52) 5891】まで

オストメイトの方へ

個別相談会開催

オストメイトの方(人工肛門、人工膀胱をお持ちの方)は、いろいろな悩み、苦労があると思います。このようなことについて、一人で閉じこもらないで、専門家に相談して元気になるませんか。

日時・場所

①11月23日(火)・祝

午前9時～正午

奈良市登大路町6-2

奈良県文化会館 第1会議室

②11月27日(土)

午前9時～正午

橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター2階

ボランティアルーム

相談料

無料

相談員

専門看護師と支部役員

対象者 県内在住のオストメイトの方で、悩み・苦労をお持ちの方

▼詳しくは、

(社)日本オストミー協会奈良県支部事務局

【☎0742(49)1839】(三田村)まで

御所市

第25回地場産品展示・即売会
第23回サングダル履物デザイン展

ヘップサングダル・衣料品・食料品などの地場産品の展示即売です。中学・高校その他専門学校などから募集したサングダル履物デザインコンテストの表彰式・デザイン画の展示のほか、太鼓やハンドベルの演奏、津軽三味線ライブなどのイベントも行います。当日先着順で粗品のプレゼントもありますので、多数ご来場ください。

日時

11月6日(土) 午前9時30分～午後4時

7日(日) 午前10時～午後4時

場所

御所市元町1-1

御所市産業振興センター

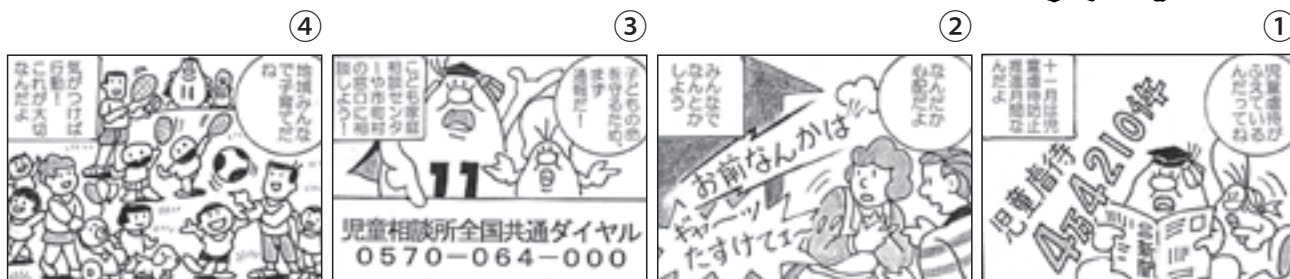
▼詳しくは、御所市産業振興センター

【☎(62) 1688】まで

毎月 11 日は人権を確かめあう日です

奈良市町村人権・同和問題啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部

てんいち先生



● ● ● 今月の無料相談 ● ● ●

相談名	月日	時間	場所	問い合わせ
人権・行政・ 心配ごと相談	11月11日(木)	9:00～12:00	新庄庁舎	総務財政課・人権政策課 または 社会福祉協議会【☎(48) 3773】
	11月18日(木)	9:00～12:00	忍海集会所	
	11月25日(木)	9:00～12:00	當麻文化会館	
	＊相談は先着順で、申し込みは不要です。			
弁護士による 法律相談	11月18日(木)	13:00～16:00	新庄庁舎	企画政策課
	11月25日(木)	13:00～16:00	當麻文化会館	
	＊相談は1回20分で、予約が必要です。企画政策課へ申し込んでください。			
中南和法律相談センター 法律相談	※問い合わせ先に確認してください。			奈良弁護士会 【☎0742 (22) 2035】
	＊相談は1回30分で、予約が必要です。奈良弁護士会へ申し込んでください。			
健康相談	11月25日(木)	10:00～11:00	新庄健康福祉センター	健康増進課
	＊血圧測定・尿検査など。健康手帳のある方は、お持ちください。			
乳幼児健康相談	11月4日(木)	10:00～11:00	當麻保健センター	健康増進課
	11月29日(月)	10:00～11:00	新庄健康福祉センター	
	11月30日(火)	10:00～11:00	新庄健康福祉センター	
	＊身体測定、保健師・管理栄養士による個別相談。母子健康手帳をお持ちください。			
増改築・耐震相談	11月7日(日)	9:00～12:00	當麻文化会館	葛城市建築組合 藤井本正明【☎(48) 2753】(當麻) 藤井本 弘【☎(69) 2877】(新庄) または都市計画課
	11月27日(土)	13:00～17:00	中央公民館	
	12月5日(日)	9:00～12:00	當麻文化会館	
	＊増改築や耐震に備えての相談に応じます。			
消費生活相談	11月1日(月)	10:00～12:00・13:00～16:00	新庄庁舎	商工観光課
	11月8日(月)	10:00～12:00・13:00～16:00	新庄庁舎	
	11月15日(月)	10:00～12:00・13:00～16:00	新庄庁舎	
	11月22日(月)	10:00～12:00・13:00～16:00	新庄庁舎	
	11月29日(月)	10:00～12:00・13:00～16:00	新庄庁舎	
	12月6日(月)	10:00～12:00・13:00～16:00	當麻庁舎	
	＊「架空請求」や「悪質商法」などの消費生活に関する相談に応じます。			

大字紹介 (第17回)

人口および世帯数は 10 月 1 日現在



新しむら村

人口…258人
世帯数…79戸

大字名の由来…
新村は「しんむら」が転

新しんまち町

人口…266人
世帯数…80戸

大字名の由来…
新町という字が示してい



訛して「しむら」と呼ばれるようになったものと思われ
ますが、いつごろからかは定
かではありません。

明治8年、柳原村・出
屋敷村・今城村・新村の4
か村が合併して柳原村とな

るように、町（むかしは村）
として独立したのは比較的
新しく、江戸時代の終わり
ごろです。独立する前は南
花内村に属していました。ど
のような理由で南花内村か
ら分離独立したのか明らかで

考えられています。
新町は村として独立した
のが比較的新しいため、村
中には寺院はありませんが、
神社は天香山命を祭神とす
る笛吹若宮神社が鎮座して
います。

はありますが、一説
には農村的な南花内
村と、大和郡山の筒
井から高田・御所を
経て三在に至る「下道」
（下街道）筋に街村
的な発達をした新町
村との間に違いが発生
したことによるものと

り、明治22年の町村制実施
に伴って忍海郡忍海村が新
しく発足し、柳原村は大字
として存在することになりま
した。昭和31年北葛城郡新
庄町と南葛城郡忍海村が合
併して新庄町となり、翌32
年、大字柳原は柳原・出屋
敷・今城・新村の新しい
大字が設定され、そ
の後、新村を除く柳
原・今城・出屋敷の
三大字が御所町（現・
御所市）に編入され、
今日に至っています。

葛城市ふるさと探訪 20

三ツ塚古墳群出土の「漆塗り革袋」

竹内に所在する三ツ塚古墳群から国際交流を語る
上で、注目すべき遺物が出土しています。「漆塗り革
袋」と呼ばれるそれは、7世紀末頃のお墓への副葬
品としておさめられていました。

革袋の大きさは縦横20cm程度の箱型に近いもので
す。中央に花びらを模した金属製の飾りと、帯を通
すための金具が付けられています。

この革袋は、中国「唐」のものである可能性が高
いとされています。もしそうであるならば、三ツ塚
古墳群に葬られた人々の中に、唐に渡り活躍した人
がいたということになります。

日本で唯一の出土品であるこの革袋を、11月28日
まで歴史博物館で特別展示中です。

この機会にぜひご覧ください。



▲「漆塗り革袋」出土状況

▼歴史博物館

平成22年11月1日発行

編集・発行 葛城市役所企画部企画政策課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

☎0745 (69) 3001

■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。



★人の動き★ 10月1日現在（前月比）

男：17,524人 女：18,901人

計：36,425人 (+28人)

世帯数：13,052戸 (+16戸)

